

軽自動車税の課税免除のあらまし

名古屋市

名古屋市では、身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」といいます。）の交付を受けている方などが納税義務者となる軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車および小型特殊自動車（以下「軽自動車等」といいます。）については、軽自動車税が課税免除されます。軽自動車税の課税免除を受けるためには、①要件を満たすことおよび②軽自動車税課税免除届出書の提出が必要です。

ただし、自動車検査証または軽自動車届出済証の「自家用・事業用の別」欄に、「事業用」と記載されている車両は除きます。

課税免除される軽自動車等の要件

1 障害者手帳の交付を受けている方

- ・以下の（1）から（3）の表に該当する方
- ・以下の（1）から（3）の表に該当する方（（1）の身体障害者手帳の交付を受けている方については19歳未満に限り、）と生計を一にする方

が納税義務者となる軽自動車等については、1人1台に限り軽自動車税が課税免除されます。

（1）身体障害者手帳の交付を受けている方

区 分		課税免除の対象となる範囲
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り、）
上肢不自由		1級及び2級
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害		1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓の機能障害		1級から4級までの各級

※2以上の障害がある場合には、身体障害者手帳の総合等級はそれぞれの級別より上位の級別が記載されることがありますが、課税免除の判断にあたっては、それぞれの級別で判断します。

（2）愛護手帳または療育手帳の交付を受けている方

区 分	課税免除の対象となる範囲
愛護手帳	1度、2度及び3度（療育判定Aに限り、）
療育手帳	A

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

区 分	課税免除の対象となる範囲
精神障害者保健福祉手帳	1 級

2 障害者手帳の交付を受けている方で納税が困難な方

上記1 (1) ~ (3) の表にある障害の等級に該当しないが、身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、前年中の総所得金額等が110万円以下の方のうち、納税が困難と認められる方が納税義務者となる軽自動車等については、1人1台に限り軽自動車税が課税免除されます。

なお、前年中の総所得金額等の確認の結果、総所得金額等が110万円を超える方には納税通知書を8月以降に送付します。

3 その他の課税免除について

上記1及び2のほか、戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち一定の要件に該当する方が納税義務者となる軽自動車等や、身体障害者等が利用するための構造を有する軽自動車等については、軽自動車税が課税免除されます。

詳しくは金山市税事務所徴収課（軽自動車税担当）へお問い合わせください。

課税免除の届出に必要な書類等と提出先

1 課税免除の届出に必要な書類等

区 分		必要な書類等
障害者手帳の交付を受けている方		・身体障害者手帳 ・愛護手帳または療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
障害者手帳の交付を受けている方で納税が困難な方		
障害者手帳の交付を受けている方と生計を一にする方	同一世帯の場合	
	異なる世帯の場合	上記手帳等のほか、生計同一証明書

2 届出方法

(1) オンラインで届出を行う場合

名古屋市電子申請サービスで申請を受け付けています。右の二次元コードから専用フォームへアクセスし手続きを行ってください。



[専用フォーム]

(2) 窓口で届出を行う場合

名古屋市内の市税事務所、区役所・支所の税務窓口で「軽自動車税課税免除届出書」を提出してください（届出書は、各窓口に備えられています。）。

お問い合わせ先

名古屋市金山市税事務所徴収課（軽自動車税担当）

郵便番号：460-8626

所在地：名古屋市中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル）

電話番号：052-324-9803、ファクス番号：052-324-9825